

2013年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

刑 法 問 題

《13:00～15:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑 法 問 題】

以下の事例に基づき、後記最高裁決定を参考にして、甲の罪責について論じなさい（特別法違反は除く）。

会社社長の甲は、自宅の広大な敷地の一角にある自分の物置小屋が老朽化したため、壊すのもめんどろうだと思いつそ焼却してしまおうと考え、某日、その小屋に火を放った。このとき、甲は、風のない晴天の日であったため付近に延焼のおそれはないと確信していたが、たまたま小屋の中に置き忘れていた灯油に引火したため、小屋は激しく燃え上がり、折しも急に吹き出した突風にあおられて大量の火の粉が、近くの駐車場に降りかかった。そして、駐車場には数台の車が駐車されていたことから付近は騒然となった。

最高裁判所平成 15 年 4 月 14 日第 3 小法廷決定（抄）

「刑法 110 条 1 項にいう……『公共の危険』は、必ずしも同法 108 条及び 109 条 1 項に規定する建造物等に対する延焼の危険のみに限られるものではなく、不特定又は多数の人の生命、身体又は前記建造物等以外の財産に対する危険も含まれると解するのが相当である。」